

傷病手当金を請求される方への注意事項

日鉄物産健康保険組合

1. 傷病手当金とは

被保険者が病気やケガの療養のため会社を休んだときの収入を補償し、生活の安定を図り、病気やケガの療養に専念し、労働力の早期回復を図ることを目的として設けられた制度です。支給を受けるには、次の4つのすべての条件に該当している必要があります。

- ① 病気やケガによる療養
- ② 仕事に就かずに会社を休んでいること（業務災害や通勤災害を除く）
- ③ 連続して3日以上仕事を休んでいること（休業4日目から支給）
- ④ 給与の支払いが無いこと（支給されていても傷病手当金よりも少ない場合は、その差額）

2. 「療養」とは

傷病手当金は、療養に専念し、労働力の早期回復を図ることが主な目的であるため、病気やケガの治療を行い療養に専念することが必要となります（健康保険法第99条）。

※重要 【療養とは】

1. 医師の指示に従い、受診（通院・入院）すること。
2. 医師が薬による治療が必要として処方箋を交付した場合は、指示に従い調剤薬局で薬を受け取り、指示通りに服用すること。

※ 「正当な理由もなく自己判断で受診を中断する」、「処方箋が交付されているにもかかわらず調剤薬局へ処方薬を受け取りに行かない」、「自己の判断で服薬しない」等、医師の指示のもとで「療養している」と客観的に判断できない場合、療養をおこなう意思がないものとみなし、傷病手当金が支給されないことがあります。治療・投薬について気になることがある場合は自己判断で服用を中止するなどせず、医師にご相談ください。

3. 支給期間

傷病手当金の支給を開始した日から通算して1年6ヶ月です。

4. 傷病手当金請求書の記入について

- ① 給与に代わる生活保障の一環で支給されるものと考えため、基本的に1ヶ月毎に請求してください。
- ② 請求書を提出する際は、記入漏れや誤りがないかをご確認ください。
- ③ 記入箇所を訂正するときは、記入者の訂正印を必ずご捺印ください。

5. その他

退職後の継続給付で請求する方は事業主証明が無くなるため、別途「療養状況・日常生活状況報告書」の提出が必要となります。